

令和5年3月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 報告第12号 専決処分の報告について
- 第 2 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第48号 御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第49号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第50号 御船町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 6 議案第51号 御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第52号 御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 第 8 議案第53号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第54号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第55号 御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第56号 御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第57号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第58号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第59号 御船町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第15 議案第60号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 第16 議案第61号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第62号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 8 議案第 6 3 号 御船町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 6 4 号 御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 6 5 号 御船町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 6 6 号 財産の処分について
- 第 2 2 議案第 6 7 号 財産の減額譲渡について
- 第 2 3 議案第 6 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 4 議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 5 議案第 7 0 号 御船農業振興地域整備計画の変更について
- 第 2 6 議案第 7 1 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第 2 7 議案第 7 2 号 令和 4 年度御船町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 第 2 8 議案第 7 3 号 令和 4 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 9 議案第 7 4 号 令和 4 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 0 議案第 7 5 号 令和 4 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 1 議案第 7 6 号 令和 4 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 2 議案第 7 7 号 令和 4 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 3 議案第 7 8 号 令和 4 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 4 議案第 7 9 号 令和 4 年度御船町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 3 5 議案第 8 0 号 令和 5 年度御船町一般会計予算について
- 第 3 6 議案第 8 1 号 令和 5 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 7 議案第 8 2 号 令和 5 年度御船町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 8 議案第 8 3 号 令和 5 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 第 3 9 議案第 8 4 号 令和 5 年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について
- 第 4 0 議案第 8 5 号 令和 5 年度御船町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 4 1 議案第 8 6 号 令和 5 年度御船町水道事業会計予算について
- 第 4 2 同意第 2 号 御船町監査委員の選任について
- 第 4 3 発議第 3 号 御船町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第 4 4 陳情第 1 号 下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について
- 第 4 5 予算決算審査検討特別委員会の廃止について
- 第 4 6 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 7 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 8 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 9 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 5 0 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 5 1 予算決算特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 番 中 城 峯 雄 君 | 2 番 井 藤 はづき 君 |
| 3 番 宮 川 一 幸 君 | 4 番 福 本 悟 君 |
| 5 番 田 上 英 司 君 | 6 番 増 田 安 至 君 |
| 7 番 森 田 優 二 君 | 8 番 岩 永 宏 介 君 |
| 9 番 福 永 啓 君 | 1 0 番 田 上 忍 君 |
| 1 1 番 藤 川 博 和 君 | 1 2 番 清 水 聖 君 |
| 1 4 番 池 田 浩 二 君 | |

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 宮 本 正 君
教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長 野 口 壮 一 君

企画財政課長	本田 隆裕 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西本 和美 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	河地 克敏 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	鶴野 修一 君	会計管理者	田中 智徳 君
学校教育課長	本田 恵美 君	社会教育課長	緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○副議長（中城峯雄君） おはようございます。

議長から体調不良の申し出がありましたので、私、副議長の中城が議長を代行します。  
ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第12号 専決処分の報告について

○副議長（中城峯雄君） 日程第1、報告第12号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） この日程第1号なのですが、こういう事故が最近またこの前もあったんじゃないかなと思いますけれども、ちょっとそこを確認したいと思います。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

12月の議会においても、事故による専決処分の報告をいたしました。

○8番（岩永宏介君） それは場所的には異なりますか。

○建設課長（島田誠也君） 場所的には、同一の場所であります。

○8番（岩永宏介君） そこら辺りが、この前、私は質疑したかどうかは定かではありませんが、その後、その場所、前回のケースですよ。そこはどんなふうになったかというのは尋ねたかなんかはわかりませんが、そういう対応をされた後にまた起きたということでしょうか、これは確認。

○建設課長（島田誠也君） 前回の事故の後、改修を行う前に、対応としましては段差ありの注意の喚起の看板はすぐに立てたんですけど、改修工事を行う前に今回の事故が起きたと

いうことになります。

○副議長（中城峯雄君） 以上で報告を終わります。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第2 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第2、議案第47号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第3 議案第48号 御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第3、議案第48号、「御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） この議案の第48号の議案等説明資料ですね。これをちょっと開けてみてください。6ページですね、その中でも。6ページに、左のほうがこれは新旧で比較表があるわけですが、第6条が載っております。上から4行目、「（1）職員の人事評価による全体評語が」というふうにあります。これはこれでよろしいかどうか。

○総務課長（野口壮一君）　ここも、私も評語という部分、引っかけたわけですが、
国が示されている準則については、全体評語という表記になされております。

○8番（岩永宏介君）　国のほうが間違っているんじゃないかなと思うんですが、確認は取れますか。

○総務課長（野口壮一君）　この条例改正を担当した職員のほうもそこは確認をしておりますので、間違いはないというところで捉えております。

○副議長（中城峯雄君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君）　討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○副議長（中城峯雄君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4　議案第49号　御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君）　日程第4、議案第49号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君）　討論なしと認めます。

これから、議案第49号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第50号 御船町個人情報保護法施行条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第5、議案第50号、「御船町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、「御船町個人情報保護法施行条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第51号 御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第6、議案第51号、「御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、「御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第52号 御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第7、議案第52号、「御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、「御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第53号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第8、議案第53号、「御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、「御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第54号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第9、議案第54号、「御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、「御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第55号 御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第10、議案第55号、「御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） おはようございます。

1点について、伺います。議案等説明資料の20ページになります。

今回のこの条例改正の第4条の占用料の後の言葉が、減免から免除ということになっております。その中で、2号、3号に、距離のほうが2メートル未満が、今回の改正でそれが撤廃されるということで、この条例を改正することによって、町民に対する影響といえますか、それと町にどのような影響があるのかお尋ねをしたいと思います。

○建設課長（島田誠也君） お答えをします。

今回の改正におきまして、これまで徴収をしておりました道路を占用される場合の配水管の設置であったり、住宅への出入り口の設置のために、道路を占用される方に対しましては、2メートル以上の配水管であったり、幅が2メートル以上の出入り口を設置される場合には、道路占用料を徴収をさせていただいておりました。今回の改正によりまして、それらの徴収のほうを免除できるような改正をしたところであります。

今回の改正によりまして、住民の方に対する影響といたしましては、これまで占用料を徴収していた分がお支払いをいただかなくてもよくなるという負担の軽減、またお支払いにかかる手間の軽減というものにつながると考えております。ただ、町に対する影響としましては、これまで入っていた占用料の分が入らないという部分の影響はございますが、これまでその事務にかかる経費、納付書の発行であったり、転用の申請の更新であったり、更新はずっとやっていくんですけど、そういった納付書の発送だったり、お支払いいただけない方への督促だったり、そういった事務のほうは軽減をされるということがございます。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、これの適用はいつからになるわけですかね。ここに書いてありましたかね。

○建設課長（島田誠也君） 今年の4月1日から適用ということになります。

○8番（岩永宏介君） 今までの分についてはどんなふうになるんですか。例えば、未納の分があればということなんですかね。

○建設課長（島田誠也君） これまでの未納の分については、徴収をさせていただくということになります。

○副議長（中城峯雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、「御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第56号 御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第11、議案第56号、「御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、「御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第57号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第12、議案第57号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第58号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第13、議案第58号、「御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、「御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第59号 御船町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第14、議案第59号、「御船町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、「御船町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第60号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第15、議案第60号、「御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） この条例をもちまして、約11年前ですね、御船ファイバーネットワーク、約8億円をかけて、またそれから11年間、御船町の財源をかけて運営し続けてきました光ファイバーネットワークが、全て民間譲渡、制度上、民間譲渡が無償譲渡が完了することになるかなというふうに理解しているんですが、最後にご説明をお願いいたします。その事業の譲渡の概要及び、なぜこのような譲渡になったのか、そういう概要、全体の概要を、このようだから、こういうに事業することになり、今回完了することになりましたと。それに、一番最後に、これが最後になりますので、その事業譲渡についての説明をお願いいたします。

○総務課長（野口壮一君） 御船光ネットワークの民間移行について、当時、町は国の交付金を活用して、平成22年度にブロードバンドゼロ地域解消を目的とする御船町情報通信基盤施設を整備して、翌年、平成23年度より設備をQ T n e t に賃貸し、同社が光ネットサービスを提供する、いわゆる公設民営方式により運営をしてまいりました。11年を迎える令和3年に入ると、耐用年数を過ぎた機器が増えて、更新を迫られたというような状況でした。費用が多額に上るため、ほかの運営方式への移行を検討した結果、民間にできることは民間に委ねることを基本に、当該設備をセンター局、それからケーブル施設全体を民間へ移行することを決定してきました。令和3年5月に公募型プロポーザルを経て、株式会社Q T n e t を民間移行事業の運営事業候補者に決定をしました。令和3年6月1日に、御船光ネットワーク民間移行事業に関する基本協定を締結をいたしました。事業を本格化させることを目指して、詳細決定を10月15日に締結し、国の交付金で取得した設備を、無償で譲渡する財産無償譲渡契約を12月29日に締結しまして、令和3年の12月議会において、財産の無償譲渡に係る議案を上程し、議決をいただきました。令和4年度に入り、財産の譲渡作業に着手し、平成23年度以降に町の単独費、財源で取得した設備約2,000件について、運営事業者の有償で譲っていくというものを洗い出して、作業を進めたわけであります。

評価額は、定額法による減価償却を行い、算定をしまして、令和5年2月16日に株式会社Q T n e t と財産譲渡の相手方である御船光ネットワーク設備を1億2,782万1,430円で仮契約を締結し、今回の議会に上程をしているというような経緯であります。

○9番（福永 啓君） この件については、私も幾度となく一般質問を繰り返してまいりまし

た。今回の民間譲渡により約8億円の国費を使って整備した光ファイバーを無償で民間企業に譲渡することになり、加えて、町の補助金も約8,000万円ほどの補助金を支払うことになったと。一方、町が独自に取得した機器を1億2,000万円ほどで、1億2、3,000万円で売却することにより、当面、現時点においての直接の町への影響はないとはいえ、やはりその8億円というのも国の財産です、私たちの税金です、原資はですね。それを民間に無償譲渡することになったので、苦肉の選択で、絶妙のタイミングとはいえ、やはりその部分については、やはり反省する、事業として検証する必要があるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 議員から12月の議会で一般質問でうけた経緯もあります。本当に今議員がおっしゃるように、本事業の計画立案に課題があったというのは言えるかなと思います。厳しい財政運営を強いられてくるような設備をですね、いわゆる先の事業見通しが十分じゃなかったという点は言えるのかなというふうに思っております。

また、住民の皆さんにも、利用される方々についても、加入負担金あたりが強いられてきているものもありまして、そういうものをしっかりと協議した上で、今回の財産の処分というものになっております。にちなんで、関連する条例も廃止していくというような経緯があります。

○9番（福永 啓君） 直接の町民負担が生じない今の時期ですね、この時期にこの条例が提案されて、事業が生産されることになった自体につきましては、これは評価できる部分があると思いますが、今後、これにつきましては、やはり一つの授業料として受け取っていく必要があるのではないかなと思って、終わります。

○副議長（中城峯雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、「御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第61号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第16、議案第61号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第62号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第17、議案第62号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第63号 御船町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第18、議案第63号、「御船町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田上英司君） この改正の条例の中で、陸上自衛隊の自衛官の方を町長が任命されるという文言がありますが、この自衛官の方、これは結構なことだろうと思うんですが、それなりに責任のある方ということは、一つの階級ですよ、どういう階級の方になるんでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） もちろん今議員がおっしゃるように、階級をお持ちですけど、正確なものは資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○副議長（中城峯雄君） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

総務課長、これは報告はあるんですか。

それでは、ちょっと調べる時間がありますので45分まで休憩をとります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（中城峯雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○総務課長（野口壮一君） 田上英司議員からの御指摘がありました陸上自衛隊の自衛官の階

級ということで、階級は3等陸佐の方です。陸上自衛隊第8師団第42即応機動連隊の中隊長になられる方です。

○5番（田上英司君） 第8師団とおっしゃったですね。ということは、北駐屯地からお出でになると。いわゆる健軍の西方総監と、いわゆる九州を束ねるような、沖縄を含めての西方総監から来られるということじゃなくて、熊本は熊本の自衛隊の8師団と認識しておりますが、そちらから来られると。これ一つ疑問なのは、何で陸上なのかと。陸上にこだわる必要はないんじゃないかなという認識でございますけど。陸上と書いてあるから。とりあえず、自衛官の方でいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃったように、北駐屯地の第8師団のほうから御協力をいただいていると。一応、上益城郡内を管轄していただいているというものもありまして、今回の委員の中に追加しているという経緯であります。

○5番（田上英司君） 何で陸上にこだわるかということなんですが。

○総務課長（野口壮一君） 国民保護計画の中でも4つの攻撃等があります。着上陸攻撃、それからゲリラ、特殊部隊等の攻撃等もあります。あと、弾道ミサイル関係と航空攻撃もありますけども、すみませんが、陸上自衛隊の方に着上陸、ゲリラ部隊等への対応といたしますか、そういうところでお願いをしているというふうなものであります。

○副議長（中城峯雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、「御船町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第64号 御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第19、議案第64号、「御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、「御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第65号 御船町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第20、議案第65号、「御船町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、「御船町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第66号 財産の処分について

○副議長（中城峯雄君） 日程第21、議案第66号、「財産の処分について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、「財産の処分について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第67号 財産の減額譲渡について

○副議長（中城峯雄君） 日程第22、議案第67号、「財産の減額譲渡について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、「財産の減額譲渡について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第68号 工事請負変更契約の締結について

○副議長（中城峯雄君） 日程第23、議案第68号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（森田優二君） 松向水路の件になると思いますけど、全員協議会で説明は大体受けております。来年度、施工する本体工事について、補助の対象事業として施工できるのか。それと予算でもちょっと出てきたと思うんですけれども、水路に仮設ポンプで水を上げておりますけども、その仮設ポンプあたりは来年度はどのようなになるのかをお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農業振興課におきましても、一番心配しておりましたけれども、九州農政局と熊本県との事前協議におきまして、工事、本体工事、また仮設ポンプ、それにかかります電気代については、こちらの対象となるという内諾を得ておりまして、今議員がおっしゃられましたように、仮設ポンプ設置につきましては、令和5年度当初予算の歳入において計上をさせていただいております。

○7番（森田優二君） ここは難工事になっております。これからの計画について、どのようになっているか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

これから九州農政局、県農地整備課、林務課と連携を図りまして、設計内容及び安全対策の検討の協議を行った上で、5月に国との計画変更協議、6月議会において、工事費の補正予算を計上する予定としております。また、これに伴いまして、8月までに工事発注を行い、9月に本契約、11月から工事を着工しまして、令和5年度末までに完了という計画で進めております。

○7番（森田優二君） 説明のときも写真を見ましたけれど、やはり用水が中間ということで、やっぱり上のほうの山のほうとか、下も護岸がいろいろと問題があるようです。でも、やっぱり早期に進めて完成してもらわないと、これは用水ですのでそこら辺りも含めてよろしくをお願いします。

○副議長（中城峯雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第69号 工事請負契約の締結について

○副議長（中城峯雄君） 日程第24、議案第69号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第70号 御船農業振興地域整備計画の変更について

○副議長（中城峯雄君） 日程第25、議案第70号、「御船農業振興地域整備計画の変更につい

て」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、「御船農業振興地域整備計画の変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○副議長（中城峯雄君） 日程第26、議案第71号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の発言を許します。

○総務課長（野口壮一君） 先ほどすみません、議案第63号で田上英司議員の質問に対して、私が勘違いをしまして、すみません、国民保護のことを述べてしまいました。63号は防災会議の条例の改正の中で、陸上自衛隊の自衛官を任命するということだったんですけど、これは地域防災計画の中で、自然災害が発生した場合に、町長が被害のほうが大きくなった時点で、県知事を通して自衛隊に要請することができるというような計画になっておりますので、その辺、自然災害が発生した場合のときの自衛隊の要請のために、陸上自衛隊のほうを1名で追加させていただいているというところです。すみませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第72号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第10号）について

日程第28 議案第73号 令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第29 議案第74号 令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につ
いて

日程第30 議案第75号 令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第31 議案第76号 令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて

日程第32 議案第77号 令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

日程第33 議案第78号 令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算
（第3号）について

日程第34 議案第79号 令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第35 議案第80号 令和5年度御船町一般会計予算について

日程第36 議案第81号 令和5年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第37 議案第82号 令和5年度御船町介護保険事業特別会計予算について

日程第38 議案第83号 令和5年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第39 議案第84号 令和5年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

日程第40 議案第85号 令和5年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第41 議案第86号 令和5年度御船町水道事業会計予算について

○副議長（中城峯雄君） 日程第27、議案第72号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第10号）」から、日程第41、議案第86号、「令和5年度御船町水道事業会計予算」までの15議案を一括議題にします。

これらの15議案につきましては、予算決算特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところでありますが、審査が終了した旨の報告が議長に提出されております。これにより、委員長から一括して報告を求めます。

○予算決算特別委員会委員長（福永 啓君） 予算決算特別委員会委員長報告を行います。

令和4年度御船町議会定例会3月会議において、本特別委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、御船町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第72号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第10号）」につきましては、委員会自由討議におきまして、委員より次のような意見があり討議が行われました。「恐竜博物館無料観覧の日は、一つの事業として実施するものであるので、予算及び決算の中に明文化する必要があるのではないか」「ふるさと納税の返礼品について、マンネリ化しているのではないか。もっと工夫する必要があるのではないか」「議会として執行機関に対する審査、チェックを通常的に行い、情報を共有していく必要があるのではないか」「執行機関に対する審査、チェックは、常任委員会で行えばよいのではないか」「マイナンバーカードの交付申請について、希望する簡易郵便局にも委託を広げることができるのではないか」。

審議の結果、原案は全会一致で可決されました。

議案第73号、「令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、議案第74号、「令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第75号、「令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第76号、「令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）」、議案第77号、「令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第78号、「令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）」及び、議案第79号、「令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）」につきましては、審議の結果、原案は全会一致で可決されました。

議案第80号、「令和5年度御船町一般会計予算」につきましては、議員間自由討議が行われ、議員より次のような意見があり、討議が行われました。

「小中学校の教職員について、県による加配が削減された場合は、町独自で同等以上の措置を講じる必要があるのではないか」「カルチャーセンターの防火管理者について、切れ目なく配置する必要があるのではないか」「文化財の運搬を分割したことで、経費が余計にかかっているのではないか」「米国モンタナ州における野外調査のための旅費には賛成しかねる。天君ダム周辺で採取された約450箱の岩石を優先して処理する必要があるのではないか。このような野外調査は本来、大学や専門機関等の事業ではないか。モンタナ州での野外調査自体は悪くない。モンタナ州との共同研究は絶対に必要。モンタナ州との関係を崩すわけにはいかないので、モンタナ州への旅費をなくす必要はないのではないか」「御船町産出化石類の発掘、調査、クリーニングに関する体制づくりに取り組むべきではないか」「特別展の開催時期は、出納閉鎖の都合上、5月末までというのが適切ではないか」「特別展についての答弁があいまい。特別展等博物館の事業について、判断するための資料が不足しているのではないか」「特別展開催中に主任学芸員が長期間不在なのはおかしいのではないか」「町についての報道に誤りがあった場合は指摘する必要があるのではないか」「解釈の違い程度であれば必要ないのではないか」。

審議の結果、原案は賛成多数で可決されました。

なお、同議案に対しましては、本委員会より意見が付されておりますのでここで読み上げます。

令和5年3月17日、御船町長、藤木正幸殿

御船町議会予算決算特別委員会委員長、福永 啓

予算決算特別委員会意見書

令和4年度3月会議

議案第80号、「令和5年度御船町一般会計当初予算（案）について」、御船町議会予算決算特別委員会として、特に次の意見を付す。

- ・現在、水越社会教育センターに保管されている収集済みの化石を含む可能性がある岩石、コンテナ約450箱分のクリーニングを、御船町恐竜博物館における他の事業に優先して取り組むこと。
- ・御船町産出化石類の発掘、調査、クリーニングに関する体制づくりに取り組むこと。

- ・御船町恐竜博物館の事業において、議会として判断する上で必要な資料を提供し、説明を適切に行うこと。
- ・御船町恐竜博物館春季特別展の開催時期を、出納閉鎖前の５月末までとすることについて協議、検討すること。
- ・カルチャーセンターの防火管理者を切れ目なく配置すること。
- ・小中学校において、県による教職員の加配が削減された場合、町独自で同等以上の措置を講じること。以上です。

続きまして、議案第81号、「令和５年度御船町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第82号、「令和５年度御船町介護保険事業特別会計予算」、議案第83号、「令和５年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算」、議案第84号、「令和５年度御船町緑の村運営事業特別会計予算」、議案第85号、「令和５年度御船町公共下水道事業特別会計予算」及び議案第86号、「令和５年度御船町水道事業会計予算」につきましては、審議の結果、原案は全会一致で可決されました。

付託年月日は、令和５年２月24日、審査年月日は、令和５年３月15日から17日。

以上、報告いたします。

○副議長（中城峯雄君） ただいま報告の15議案については、議員全員による特別委員会で審査をしていますので、取り決めににより質疑は行わず、これにより１件ずつ採決をいたします。

議案第72号、「令和４年度御船町一般会計補正予算（第10号）」について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第73号、「令和４年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第74号、「令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第75号、「令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第76号、「令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第77号、「令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第78号、「令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第79号、「令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第80号、「令和5年度御船町一般会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第81号、「令和5年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第82号、「令和5年度御船町介護保険事業特別会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第83号、「令和5年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第84号、「令和5年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第85号、「令和5年度御船町公共下水道事業特別会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第86号、「令和5年度御船町水道事業会計予算について」、委員長報告は可決であります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 同意第2号 御船町監査委員の選任について

○副議長（中城峯雄君） 日程第42、同意第2号、「御船町監査委員の選任について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、「御船町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 発議第3号 御船町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○副議長（中城峯雄君） 日程第43、発議第3号、「御船町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

清水議会運営委員長、前へお願いします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

清水委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、「御船町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 陳情第1号 下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について

○副議長（中城峯雄君） 日程第44、陳情第1号、「下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について」の件を議題とします。

岩永産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君） 令和4年度陳情第1号、下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事についての陳情書に係る審査報告

産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました令和4年度陳情第1号、「下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について」、同陳情書に関して、令和4年6月16日午後1時30分より、審議会室において産業厚生常任委員会委員7名と、執行部から島田建設課長、兼田維持管理係長、高橋土木係長に出席を求めて審議を行いました。審議に先立ち、陳情書の下辺田見地区の中熊博明区長、理事の太原富士男氏、横山雄一氏から、本件陳情の主旨について説明を受けた後、上記の全員で現地を調査しました。

現地においては、下辺田見横手地区及び下辺田見公園一帯の用水路の確認を行うとともに、これまでの増水時における被害状況等について説明を受けました。当該地域は、用水路が狭く浅いため、十分な排水ができないこと、加えて下辺田見公園から御船川に流れ込む用水路が1本のみで、十分な排水ができないため、大雨のたびに公園の用水路から横手地区の用水路に逆流して、浸水被害が発生しているとのことでした。

現地調査後、審議会室で審議を行い、下辺田見公園の用水路は、国土交通省の管轄で

あることから、まず建設課が国土交通省熊本河川国道事務所緑川上流出張所と、陳情案件について対応を協議すべきであるとして、1回目の委員会審議と終わりました。

以上の経緯を踏まえて、令和4年12月19日午後1時30分より、委員会室において産業厚生常任委員会委員4名と、執行部から島田建設課長、兼田維持管理係長に出席を求めて、当該陳情に係る2回目の委員会審議を行いました。審議に先立ち、建設課に対して、緑川上流出張所との協議はどうであったのか。また、第1回目の委員会審議以降、建設課が対応したことについて報告を求めました。

まず、緑川上流出張所との協議では、国としては、陳情書の件については了解するが、要望書を出すにあたっては、浸水の状況がわかるような写真等を要望書に添付してほしいとのことであった。これを受けて、陳情者に写真等がないかお尋ねしたが、写真等は撮っていないとのこと。担当課としては、7月の豪雨時に現地に足を運んだが、浸水するような状況にはなく、写真は撮れなかったこと、また、町の内水対策プロジェクトチーム会議において、下辺田見横手地区を新たに浸水対策地域に追加して、今後対応を検討することになった等々の報告を受けました。

以上の報告を踏まえて審議を行いました。主な意見としては、陳情書に示されている具体的な改修工事については、採択するのは難しいのではないか。しかし、浸水被害を改善してほしいという陳情の主旨については、採択すべきではないか等の意見が出て、採決を行った結果、全会一致で主旨採択とすることに決しました。

本会議においても、委員長の報告どおり、主旨採択としていただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○副議長（中城峯雄君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 質疑なしと認めます。

岩永委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、「下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について」の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は主旨採択です。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（中城峯雄君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり主旨採択と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 予算決算審査検討特別委員会の廃止について

○副議長（中城峯雄君） 日程第45、「予算決算審査検討特別委員会の廃止について」を議題とします。

予算決算審査検討特別委員長の報告を求めます。

○予算決算審査検討特別委員会委員長（福永 啓君） 予算決算審査検討特別委員会の委員長調査報告をいたします。

本町の予算及び決算審査を委員会で審議できるよう、予算決算特別委員会を設置するため、令和4年度5月会議において、予算決算審査検討特別委員会を設置しました。全9回の委員会を開催し、福岡県3町議会と益城町議会で視察研修を行い、また、北海道の芽室町議会とはオンラインで研修を行いました。その後、検討を重ね、執行部との協議や全員協議会で協議した上、予算決算特別委員会設置及び審査に係る取決めを作成し、令和4年度2月会議において、予算決算特別委員会設置に至りました。

以上のことから、予算決算特別委員会を設置するという目標を達成したため、予算決算審査検討特別委員会を廃止します。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（中城峯雄君） ただいまの委員長報告をもちまして、予算決算審査検討特別委員会は廃止とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第46 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について

#### 日程第47 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について

#### 日程第48 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について

#### 日程第49 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

#### 日程第50 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

日程第51 予算決算特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

○副議長（中城峯雄君） 日程第46、「議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について」から、日程第51、「予算決算特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について」までの6件を一括して議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から議会閉会中の継続調査の申出があつております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査を決定することとしました。

○副議長（中城峯雄君） これで、令和4年度第9回御船町議会定例会3月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中城峯雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和4年度第9回御船町議会定例会3月会議を終了します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前11時36分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員